

感染症対策避難所運営マニュアル

令和2年5月策定

令和3年4月改訂

宇城市

本マニュアル作成の目的

令和2年4月16日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国に拡大され、5月25日には宣言が解除されました。

しかしながら、第2波、第3波が押し寄せ、令和3年1月14日には熊本県独自の緊急事態宣言が発出されました。また、全国的な変異株感染者の感染者数の拡大と未だ予断を許さない状況が続いております。

新型コロナウイルスへの感染が危惧される状況において災害が発生し、避難所を開設する場合は、感染症のリスクが高い環境での生活になります。また、災害時には断水により手指の流水洗浄ができない可能性もあります。このため、避難所開設の際は感染症対策に万全を期することが重要となってきます。

「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難場所に行く必要はありません。自宅が危険な状態の場合も、避難先は市指定の避難場所だけではなくありません。安全な親戚や友人宅に避難することも考えられます。

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況下において、避難所を開設する際の注意点を盛り込んだ簡易版の避難所運営マニュアルを策定しました。

このマニュアルをもとに感染症発生時期の避難所運営について次のとおり対応することとします。

※本マニュアルは、感染症の拡大や収束等、状況の変化に応じて見直しを行い、実効性のあるマニュアルとします。

□ 利用する避難施設

新型コロナウイルス等の感染症が蔓延している時期では、避難者が密接・密集しないように十分なスペースを確保する必要があり、災害の程度次第では多くの避難場所を確保する必要があります。感染症の拡大が懸念される状況において、災害の規模により柔軟に対応することとなりますが、原則として本市で発令される警戒レベルに応じ、下記の優先順により避難所数を決定していきます。なお、令和3年4月時点で感染症蔓延時において考えられる市内の避難場所と優先順を下記のとおり示しておりますが、災害の種類や程度によってはその順位を変更する場合があります。

また、大規模災害が発生し長期避難が必要な場合は、下記以外の指定避難所を含め増設します。

気象庁が発表する「注意報」や「警報」、もしくは民間気象会社の情報をもとに、宇城市が警戒レベルを発令します。

- ※ 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）・・・各町 2施設
- ※ 警戒レベル4（避難勧告・避難指示）・・・・・・・・各町2～3施設
- ※ 警戒レベル5（災害発生情報）・・・・・・・・各町3施設以上

★避難人数の考え方：通路等の空間を含めて、1人当たりの占有面積を10㎡（通路を除く）として算出。全国の目安は4㎡（2m×2m）。

これは、あくまでも目安ですので、家族構成やソーシャルディスタンス等を考慮し、施設形態に合わせて人数を判断ください。

地区名	優先順	施設名	面積	部屋数	避難目安人数
三角地区	1	三角防災拠点センター	587㎡	5	58人
		郡浦地区市民館	184㎡	3	19人
	2	戸馳農村環境改善センター	148㎡	2	14人
		青海小学校体育館	500㎡	1	50人
		三角小学校体育館	766㎡	1	76人
		三角支所	140㎡	2	14人
不知火地区	1	不知火防災拠点センター	457㎡	6	45人
		不知火支所	371㎡	6	37人
		武道館	692㎡	2	69人
	2	松合就業改善センター	330㎡	5	33人
松橋地区	1	ウイングまつばせ	2,615㎡	10	261人
		松橋東防災拠点センター	929㎡	12	92人
		松橋西防災拠点センター	539㎡	8	53人
	2	保健福祉センター	496㎡	3	49人
		老人福祉センター	248㎡	4	24人
		インダストリアル研修館	288㎡	6	28人
小川地区	1	ラポート	473㎡	6	47人
		小川防災拠点センター	978㎡	3	97人
		海東地区農村コミュニティ施設	189㎡	2	18人
	2	河江地区コミュニティセンター	263㎡	3	26人
豊野地区	1	豊野防災拠点センター	510㎡	5	51人
		豊野支所	180㎡	2	18人
		豊野町コミュニティセンター	100㎡	4	10人
	2	豊野町農業者トレーニングセンター	740㎡	2	74人

各避難所の室別避難者数や動線、スタッフの配置については、別添避難所チェックリストや施設平面図を参照して運営することとします。

なお、災害が大規模な場合や感染症が急速に蔓延している場合には、上記避難所駐車場内における車中泊も考えられます。

また、感染が疑われる避難者については、一般避難者と隔離するために、宇城市再建住宅（曲野長谷川再建住宅・御領再建住宅・井尻再建住宅）の空き住戸も利活用することが考えられます。

宇城市再建住宅の空き住戸は電気・水道等のライフラインが停止されているため、その復旧が必要であり、なおかつ生活に必要な寝具・茶器類も未整備であるため個人等で調達する必要があります。

（連絡先）

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）

096-300-5909（24時間対応）

宇城市避難所運営本部（宇城市健康福祉部内）

0964-32-1387（社会福祉課）

宇城市防災消防課（宇城市総務部内）

0964-32-1766

□ 避難所における感染症対策

令和3年度における市指定避難所については、市長（災害対策本部長）の指示により市職員によって開設され、原則として初動期は市職員により運営することとなります。

しかしながら、大規模災害発生時で、避難所開設が長期に及ぶ場合には、自主防災組織やボランティアの協力を得たうえで、避難者自身による自主運営を行うことも想定されます。

新型コロナウイルス等の感染症が発生している中での災害による避難所は、多くの人々が近い距離で生活する密集場所であり、衛生面において大きな課題があるため、感染経路を最大限遮断する事前の準備が必要です。

感染拡大防止に係る避難所施設内での具体的対策としては、受付時における問診・検温、一方通行の励行、パーティションの設置、会話ルールの設定、共用機材の消毒強化、訪問者の面会場所設定、手指消毒剤の設置、マスク着用徹底、フロア消毒、防護服の準備などが考えられます。

本市においては、感染症が蔓延している中での避難所の開設から閉鎖までの間、下記による感染拡大防止策を講じていきます。

1 可能な限り多くの避難所の開設

災害内容や避難者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の施設を開設するなど、通常の災害時よりも可能な限り多くの避難所の開設を目指して、密閉・密集・密接対策を講じます。

具体的には、先述の開設優先順をベースに、警戒レベルに応じて各町に例年の1.5から2倍の数の避難所の開設準備を行い、避難所では一人あたり約10㎡を目安にスペースを確保します。

2 指定避難所以外の安全な場所への避難の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人宅等への指定避難所以外の安全な場所への避難を検討していただくことを広報誌やホームページ及びSNSを通して広く市民に周知します。

3 避難所における避難者の健康状態の確認

避難者の避難所への到着の際には、検温や問診等にて健康状態を確認するとともに、避難生活継続中も3時間に1回ほどの定期的な健康状態の確認を行います。

4 手洗い・咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いを行うとともに、マスクの着用や対話距離の確保などの基本的な感染対策を徹底します。

5 避難所の衛生環境の確保

避難所における物品等は、定期的に清拭を行い、確認できる汚れ等がある際には洗剤等を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。

また、避難者の食事の際は、互いに向き合わないよう、また、食事時間をずらすことなどで密集・密接を避けるなどの対策をします。

6 十分な換気の実施、スペースの確保

避難所内においては、2方向の窓・ドアを開けて空気の流れを作ることや、30分に1回数分間の窓全開など十分な換気に努めます。また、避難所開設時にパーティション等を用いたゾーニングを行うことにより、飛沫感染防止対策を図るなど、避難者が十分なスペースを確保できるように留意します。

7 発熱・咳等の症状が出た方のための専用スペースの確保

発熱・咳等の症状が出た方には、専用のスペースを確保します。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレ確保に努めます。

また、症状が出た方の専用のスペースやトイレは、一般の避難者の人たちとゾーンや動線をできる限り分けるようにします。

避難所のスペースの関係上、やむを得ず同じ兆候・症状がある人たちを同室にする際は、パーティションで仕切るなどの工夫をします。

なお、避難所の地理的・物理的な条件等により、一般避難者との隔離が困難なケースにおいては、宇城市再建住宅や仮設住宅の空き住戸等を感染が疑われる方の避難スペースとして活用することも検討します。

□ 避難所運営業務内容

令和3年度における市職員の避難所運営割り振りについては、下記により実施を予定しています。なお、部署によっては災害対応への従事等により除外されている職員も存します。

1 各部署の担当地区

三角地区・・・健康福祉部

不知火地区・・・教育部、土木部

松橋地区・・・総務部、上下水道局

小川地区・・・企画部、経済部、会計・議会・監査・農業委員会

豊野地区・・・市民環境部

2 避難所開設時に必要な備品等

1) 一般的な避難所備品 (1 避難所につき)

① 避難所掲示	1 枚	② 避難者の皆様へ	1 枚
③ A4 バインダー	2 枚	④ 避難者カード	100 枚
⑤ 避難者名簿	30 枚	⑥ 避難所運営記録	10 枚
⑦ セロテープ	1 個	⑧ クリアファイル	10 枚
⑨ OA タップ	1 個	⑩ マジック	2 個
⑪ ガムテープ	1 個	⑫ はさみ	1 個
⑬ ボールペン	10 本	⑭ 付箋	5 個
⑮ ゴミ袋	10 枚	⑯ 救急箱	1 個

2) 感染症対策備品 (1 避難所につき)

① 手指消毒液	2 個	② 避難者用マスク	100 枚
③ 非接触型体温計	2 個	④ 腋下体温計	2 本
⑤ 施設消毒液 (次亜塩素酸系)	1 本		
⑥ 施設消毒液 (アルコール系)	3 本		
⑦ 噴霧器	1 台	⑧ 段ボールパーティション	
⑨ 屋内用テント		⑩ ゴム手袋	1 箱
⑪ ペーパータオル (清掃用・手洗い後用 200 枚入り)			3 個
⑫ ビニール袋 (汚物処理用)		⑬ 防護服セット	2 組

3 避難所開設から閉鎖までの流れ

1) 避難所開設の決定とともに開設の準備

各部署担当地区への運営職員の配置

(目途として1班3～4人体制で運営、概ね8時間で班交替)

一般的な避難所備品とともに感染症対策備品の携行

当初班は解錠後に開設準備。第2班以降は、前班からの引継ぎ後に運営開始

三角、不知火、小川、豊野地区

・・・各支所で避難所の鍵・物品受け取り

松橋地区・・・本庁で避難所鍵・物品受け取り

2) 避難者の受付

避難者の問診・検温等の健康状態確認(別紙避難者カード様式)

十分なスペース(目途として1人あたり約10㎡)を確保した中で避難者の配置

マスク非着用者へのマスク配布

3) 避難者の健康観察及び清拭作業

避難者の定期的な健康観察(概ね3時間毎、就寝時は例外)

トイレ・ドアノブ・机等の定期的な清拭作業

換気作業、避難者のスペース確認作業

避難者数により対策本部で避難所数の増減判断

状況に応じた避難者の配置

4) 閉鎖決定

避難者室及び避難者動線の消毒作業

(施設管理部署若しくは避難所当番班員)

消毒レベルについては、避難者の施設利用時間や感染が疑われる避難者が施設を利用した場合等により消毒レベルを変更するものとします。

消毒レベル1(感染が疑われる避難者がいなかった場合)

施設内の避難者接触部位の清拭作業(避難室のドアノブ、トイレ、給湯室、机等の接触部位)

消毒レベル2(感染が疑われる避難者がいた場合)

施設全体の消毒作業(廊下、階段、手すりの清拭作業と薬剤の煙霧または噴霧による消毒)

鍵・物品の返却

